

●香川県選挙管理委員会告示第16号

香川県選挙管理委員会運営規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月28日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

香川県選挙管理委員会運営規程の一部を改正する規程

香川県選挙管理委員会運営規程（平成20年香川県選挙管理委員会告示第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 第1章～第5章 略 第6章 事務処理（第21条） 第7章 公印（第22条） 附則</p> <p>（事務処理） 第21条 略</p> <p>第7章 略</p> <p>第22条 略</p> <p>別表第3（第22条関係） 略</p> <p>附 則</p>	<p>目次 第1章～第5章 略 第6章 事務処理（第21条・第22条） 第7章 公印（第23条） 附則</p> <p>（事務処理） 第21条 略</p> <p><u>（事務処理に関するその他の規定）</u> 第22条 <u>前条に定めるもののほか、文書の取扱いその他の事務処理については、香川県文書規程（昭和38年香川県訓令第3号）及び香川県公文例規程（昭和39年香川県訓令第10号）の規定の例による。</u></p> <p>第7章 略</p> <p>第23条 略</p> <p>別表第3（第23条関係） 略</p>

この規程は、平成26年4月1日から施行する。